

# 令和3年度 世田谷区民向け蓄電池 導入補助事業のご案内



世田谷区では、再生可能エネルギーの区内での有効利用及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及拡大に繋げるため、太陽光発電パネルと接続して充電できることを条件に、蓄電池を導入した区民等に対し、費用の一部を補助いたします。

令和3年度から補助金の申請方法が変わりました！

機器の購入・設置前の申請から 購入・設置後の申請 に変更しました。

補助金申請の対象者・対象機器は以下のとおりです。(令和2年度から変更はありません。)

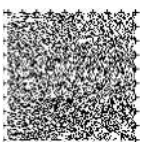
対象者は、令和2年4月1日以降に対象機器を購入・設置した方です。(令和2年度に蓄電池を購入・設置し、令和2年度に補助事業を利用できなかった方も対象になります。)

受付開始日：令和3年4月1日より



## 補助対象機器(2種類)・補助金額・条件

対象機器	定置型蓄電池システム	小型ポータブル蓄電池(小型可搬式)
補助金額	初期実効容量(kWh) × 1万円 ( <u>上限5万円</u> 。千円未満切捨て)	機器費(消費税を除く)の5分の1以内 ( <u>上限1万円</u> 。千円未満切捨て)
主な条件	太陽光発電システム(蓄電池と同時導入、または既に設置していること)を利用して充電できること。 蓄電池システムが、国が平成28年度以降に実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 太陽光発電システムが、一般財団法人電気安全環境研究所による認証、または国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。	持ち運びが可能な太陽光発電パネル(蓄電池と同時購入、または既に購入していること)を利用して充電できること。 蓄電容量が400Wh以上のもの。



## 手続きの流れ

### 申請書類の提出

**【受付期限】令和4年3月10日まで**

(注意) 予算の執行状況によっては、年度の途中で受付を終了する場合があります。

- ・ 定置型蓄電池システムの場合は購入・設置後に、小型ポータブル蓄電池の場合は購入後に申請書類をご提出ください。
- ・ 申請の際は、次ページの申請に必要な書類をご確認いただき、必要書類を全て揃えたうえでご提出ください。

### 書類の審査 【世田谷区】

- ・ 申請書類の内容を審査します。不足書類等がありましたら、申請者にご連絡をします。その後は速やかに書類のご提出をお願いします。審査には1か月程度を要します。

### 交付の決定 【世田谷区】

- ・ 書類審査終了後、交付決定通知書、請求書、口座振込依頼書兼登録申請書を申請者あてにお送りします。

### 請求書類の提出

- ・ 請求書、口座振込依頼書兼登録申請書に必要事項をご記入・押印のうえ、ご提出ください。

### 補助金の支払い 【世田谷区】

- ・ ご提出いただいた書類を確認後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。振り込みには、請求書等を受領後、2週間程度かかります。

## 補助金を申請できる方(次のいずれかに該当すること)

区内にお住まいの方

区内の集合住宅の共用部分のために対象機器を導入した集合住宅の管理組合

## 注意事項

中古品及び個人売買により購入したものは補助の対象外です。

補助は対象機器のいずれか一方、1回限りとなります。

対象機器の条件等の詳細は、区のホームページをご覧ください。

< 区のホームページ掲載場所 >

トップページ 住まい・街づくり・環境 環境 せたがや版 RE100

(再生可能エネルギーの普及・促進)



## 申請に必要な書類

	定置型蓄電池 システム	小型ポータブル蓄電池
申請書【第1号様式】	○	○
蓄電池の購入に係る領収書の写し (メーカー名、型番が記されているもの)	○	○
蓄電池の規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したのも可)	○	○
持ち運び可能な太陽光発電パネルの購入に係る領収書の写し (メーカー名、型番が記されているもの)	-	○
持ち運び可能な太陽光発電パネルの規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したのも可)	-	○
蓄電池の設置日が確認できるものの写し (工事完了報告書や保証書等)	○	-
蓄電池の購入(・設置)後の写真(機器全体と銘板のもの) ・定置型蓄電池システムの場合は、パッケージ型番の構成機器全て(例: パワーコンディショナ、コンバータ、モニター等) ・小型ポータブル蓄電池の場合は、機器全体とメーカー名、型番がわかるもの	○	○
太陽光発電システムの写真 (撮影が難しい場合は、売電明細書の写しや保証書の写し等も可)	○	-
持ち運び可能な太陽光発電パネルの写真 (機器全体とメーカー名、型番がわかるもの)	-	○
< 太陽光発電システムを同時導入した場合 >		
太陽光発電システムの購入に係る領収書の写し (メーカー名、型番が記されているもの)	○	-
< 申請者が個人の場合 > 以下の2点全て		
申請者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証等)の写し 特別区民税・都民税 納税証明書(令和2年度相当分) (非課税の方は、非課税証明書。令和2年1月1日に世田谷区外に居住 していた方は、その時点の住所地の自治体で発行された納税証明書又 は非課税証明書(いずれも令和2年度相当分))	○	○
< 申請者が管理組合の場合 > 以下の3点全て		
管理組合の規約の写し 現在の理事長が選任されたことを確認できる書類の写し 対象機器の導入に係る管理組合の総会の決議書又はそれに代わるもの の写し	○	○

交付申請書、請求書などの各種様式は、区のホームページよりダウンロードいただくか、エネルギー施策推進課の窓口(裏面問合せ先)でお渡しできます。

## よくある質問と回答（抜粋）

Q：国や東京都の補助事業との併用は可能ですか？

A：可能です。

Q：会社の事業用として蓄電池を導入する場合、補助の対象になりますか？

A：補助の対象外です。

Q：リースによる蓄電池の導入は補助の対象になりますか？

A：補助の対象外です。蓄電池を購入することが補助の条件になります。

Q：ローン契約やクレジット契約による購入は、補助の対象になりますか？

A：補助の対象です。

Q：購入予定機器（定置型蓄電池システム）が補助の対象となるか知りたい。

A：国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の補助事業のホームページ（<https://sii.or.jp/>）ZEH 戸建住宅 ZEH 支援事業 蓄電システム登録済製品一覧よりご確認ください。

## 環境配慮型住宅リノベーション推進補助事業との併用について

令和3年度より、太陽光発電システムの設置工事を環境配慮型住宅リノベーション推進補助事業の助成対象に追加しました。定置型蓄電池システムを太陽光発電システムと同時導入する場合、太陽光発電システムの設置については、環境配慮型住宅リノベーション助成を、定置型蓄電池システムについては、本補助事業による助成を受けることができます。（それぞれに申請が必要となります。）

環境配慮型住宅リノベーション助成を受けるには諸条件があります。

- ・区内事業者による設置工事が対象
- ・既存住宅のみ対象（新築は対象外）
- ・過去に環境配慮型住宅リノベーション助成を受けていないこと 等

詳細は、区のホームページをご覧ください。



## 問合せ先

世田谷区環境政策部エネルギー施策推進課

（令和3年4月30日まで）

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

（区役所第1庁舎5階53番窓口）

電話：03 - 5432 - 2273 FAX：03 - 5432 - 3062

（令和3年5月6日以降（事務室を移転します））

〒158 - 0094 世田谷区玉川1 - 20 - 1

（二子玉川分庁舎 B棟3階）

電話：03 - 6432 - 7133 FAX：03 - 6432 - 7981